

会 議 録

1 会議名

平成26年度第10回直江津区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【諮問事項】

諮問第26号 いしばしこどもの家の廃止について（公開）

諮問第27号 ごちこどもの家の廃止について（公開）

諮問第28号 てんのうちょうこどもの家の廃止について（公開）

諮問第29号 かがちょうこどもの家の廃止について（公開）

諮問第30号 さんこうこどもの家の廃止について（公開）

諮問第31号 いちのちょうこどもの家の廃止について（公開）

諮問第32号 こくふこどもの家の廃止について（公開）

諮問第33号 とううんちょうこどもの家の廃止について（公開）

諮問第34号 とどろきこどもの家の廃止について（公開）

諮問第35号 上越市海洋フィッシングセンターの利用料金上限額の変更について
(公開)

諮問第36号 直江津学びの交流館の使用料の変更について（公開）

諮問第37号 レインボーセンター使用料の変更について（公開）

諮問第38号 五智歴史の里会館の利用料金上限額の変更について（公開）

諮問第39号 交通公園ゴーカートの使用料の変更について（公開）

諮問第40号 市民いこいの家の利用料金上限額の変更について（公開）

諮問第41号 海浜公園の利用料金上限額の変更について（公開）

諮問第42号 上越市びょうぶ谷野球場の利用料金上限額の変更について（公開）

諮問第43号 上越市庭球コートの利用料金上限額の変更について（公開）

3 開催日時

平成27年1月16日（金）午後4時00分から午後6時00分

4 開催場所

上越市レインボーセンター 第三会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員： 青山恭造、池田伸吾、泉 秀夫、伊藤邦雄、今井不二子、小林克美、佐藤光司、竹内明美、田村利男、田村雅春、中澤武志、福島 弘、増田和昭、町屋隆之、丸山朝安、三上正子（欠席1名）
- ・事務局： 北部まちづくりセンター：関川センター長、荒木係長、星野主任
こども課：笠原課長、白石副課長、佐々木係長、黒津主任
体育課：國元課長
農林水産整備課：川瀬課長、片岡係長、雲田主任
直江津学びの交流館：笠原館長、平田副館長
市民課：串橋課長
北出張所：増田所長
観光振興課：大坪課長
都市整備課：宮崎課長、山辺係長、新保主任
福祉課：牛木課長、滝澤係長、佐藤主任

8 発言の内容

【関川センター長】

只今から平成26年度第10回直江津区地域協議会を開会します。本日の出席人員は、16名です。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。はじめに増田会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

【増田会長】

皆さん、お疲れ様でございます。1月の真ん中ですが、幸いにして、12月に雪が降っただけで1月は雪が無く、結構な天気です。

私どもの地域協議会としては、今年は、水族館の関係で正念場を迎える年になるのではないかと考えております。まちの発展のために、良い水族館を造りたいということで整理をしていきたいと考えておりますので、ぜひとも、皆様の御協力・御尽力をお願い

したいと思っております。

今日は、事務局から案内がありましたように【諮問事項】「こどもの家の廃止について」それから、「施設使用料の変更について」の2件がありますので、スムーズな進行に御協力いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【関川センター長】

ありがとうございました。

それでは同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。増田会長お願いします。

【増田会長】

それでは、さっそく始めます。本日の会議終了予定時刻は5時45分頃を目途に終了したいと思いますのでよろしく申し上げます。

本日の会議録の確認ですが、名簿順で福島委員と町屋委員にお願いします。

では、「議題」に入ります。諮問第26号から第34号、「こどもの家の廃止について」。こども課の皆さん説明をお願いします。

【こども課：笠原課長】

皆さん、お疲れ様です。こども課の課長の笠原と申します。よろしく申し上げます。

— 資料「いしばしこどもの家の廃止について（諮問）」

「ごちこどもの家の廃止について（諮問）」

「てんのうちょうこどもの家の廃止について（諮問）」

「かがちょうこどもの家の廃止について（諮問）」

「さんこうこどもの家の廃止について（諮問）」

「いちのちょうこどもの家の廃止について（諮問）」

「こくふこどもの家の廃止について（諮問）」

「とううんちょうこどもの家の廃止について（諮問）」

「とどろきこどもの家の廃止について（諮問）」

「こどもの家の譲渡等に関するこれまでの経緯について」に基づき説明 —

【増田会長】

大変分かり易く説明していただきました。ありがとうございました。

私から少し補足いたしますが、地域協議会として関係する9つの町内会長には、「今回

の諮問について、地域協議会に意見や要望はありますか」とお聞きしました。その結果、それぞれの町内会長さんからは、「特段の意見や要望はありません」ということで返事をいただいております。関係町内会には今のところ何も問題無いと認識しております。

それでは、只今、御説明いただきました件について、質問等あればお受けします。いかがでしょうか。

【池田委員】

町内会に建物を譲渡後、子どもの施設として使う予定がある所と、そうでない所と、町内によって違うかと思いますが教えてください。それから、子どもや地域の人口がだんだんと減少するような地域の場合、将来に亘って子どもの施設などを統廃合するようなことが考えられるのではないかと思うのですが、その辺りの見通しなどがありましたら教えてください。

【こども課：笠原課長】

町内会へ譲渡するこどもの家は、全て、お子さんの遊び場の機能は維持します。「遊び場の機能は必要ない」という町内はありません。全て、市がこれまでどおり管理員を配置して、これまでどおりの時間で、子どもの遊び場の維持をしていくということです。

次に、先程も説明させていただきましたが、放課後児童クラブによる子どもの遊び場の機能や子どもの居場所作りというものをどういうふうにしていくかは、これから考えていくこととなります。それからもう1つ。既に町内からは「だんだん子どもが少なくなってきた、こどもの家は直に要らなくなるかもしれない」という声もあります。それは、今後の動きを見ながら個別にその町内と相談させていただきたいと思います。

【増田会長】

ありがとうございました。他の皆さんいかがでしょうか。

【町屋委員】

とても分かりやすい説明だったのですが、資料にこどもの家を設置した経緯が書いていないのには何か理由がありますか。

【こども課：笠原課長】

資料は、なるべくシンプルにしたほうが分かりやすいと思い作成しましたので、他意はありません。事前に会長から「経緯も含めて丁寧に説明してください」とのお話がありましたので、説明の中ではきちんと整理してお話ししました。

【田村雅春委員】

池田委員と切り口が違うのですが、こどもの家の機能の部分は分かるのですが、町内会が必要としている部分というのは当然あると思います。例えば、事務所みたいなものが置いてあるとか。そういう部分というのは町内会が維持運営していくのですか。

【こども課：笠原課長】

基本的には建物全てを町内会で維持していただきます。その中で市がこどもの遊び場として、その時間帯に場所を借り管理員を配置して使わせてもらうという形になります。

【田村雅春委員】

そこには、光熱水費だとかの按分は無いのですね。

【こども課：笠原課長】

按分は無いです。

【田村雅春委員】

全部町内会が負担するのですね。

【こども課：笠原課長】

はい。

【増田会長】

今、御説明がありましたように、こどもの家を運用している時間帯の光熱水費は町内会で負担していただく。それから、平日、2時間はお借りするのですが、借り賃は無償で貸してくださいということを各町内に説明して了解をいただいているということです。他の皆さんはいかがですか。

(意見なし)

それでは、皆さん、了解していただいたようなので、本件は、附帯意見なしで「了承しました」ということで結論付けたいと思いますが、諮問に了解するという事によろしい方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、全会一致で賛成でございます。どうもありがとうございました。

【こども課：笠原課長】

ありがとうございました。

— こども課 退室 —

【増田会長】

それでは、次の諮問を行うまで5分ほど休憩にします。

— 会場設定のため休憩 —

【増田会長】

それでは、再開します。

次の項目、諮問第35号から諮問第43号「施設使用料の変更について」、対象施設9施設の担当の皆さんから来ていただいておりますので順次進めていきたいと思っております。

はじめに、体育課から施設使用料の見直しについて概要の説明をしていただきます。その後の進め方ですが、担当課から案件の説明していただいて、質疑がありましたら受けていただき、それから諮問を了承するかしないかを諮り、次の施設へというふうな順番で進めていきたいと思っております。各施設の説明は共通する部分は省いていただいて、どうしてもこれだけは説明したほうが良いというものに限り、説明していただければと思います。私どもは先に資料をいただいておりますので、その進め方でいきたいと思っております。

それでは、体育課からよろしく申し上げます。

【体育課：國元課長】

皆さん、お疲れ様です。体育課長の國元でございます。今日はたくさんの課で出席させていただいておりますが、会長がおっしゃった進行のとおり、体育課は直江津区で3つの施設を持っておりますので代表して説明させていただきます。

概要につきまして全体的な説明を致します。これまで検討を進めて参りました公の施設の使用料の見直しに関しまして、直江津区にある施設の使用料を改定することによって直江津区の住民の皆様にも及ぼす影響等について諮問させていただきます。この度の施設使用料の見直しについては、昨年11月以降、行政改革推進課が説明しておりますが、個々の施設使用料の改定案の説明に入る前に、改めて見直しの概要を説明させていただきます。当市では、集会施設や体育施設などの多くの施設において、使用料の水準が近隣の市と比較して低い水準にあり、また、施設に掛かる維持管理経費に対する使用料の収入は1割から2割程度に留まっております。その結果、維持管理経費の多くを、施設を使用しない人を含む市民の税金によって賄っている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成26年1月1日の時点で939ある公の施設のうち、法

令等の規制によって市独自の料金設定、あるいは料金設定自体が困難な施設を除く、集会施設や体育施設などの約220の施設を見直しの対象とし、施設の利用者から応分の負担をいただく「受益者負担」の観点から、施設使用料の見直しを検討してまいりました。

今回の見直しの結果、全体で74の施設について、使用料の増額改定をさせていただきたいと考えております。直江津区においては、9つの施設の料金を改定させていただきたいと考えております。

施設使用料の算定方法については御案内のとおりですが、それぞれの施設に掛っている維持管理経費を基に原価を算定し、各貸出スペースにかかっている1時間当たりのコストを料金の基本としております。

ここに設備の充実度や経過年数等の付加価値に応じて、100%・75%・50%の三段階の負担割合、これを掛け算して施設の性能やサービス水準に応じた使用料となるよう補正を行っております。

なお、施設使用料の見直しにより、見直し後の使用料が現行の使用料より著しく高額となる場合には、利用者の負担の過度な増加を防ぐため、原則として改定上限額を現行使用料の1.5倍にしたいと考えております。但し、当市の使用料は元々、大変低い水準であることを踏まえ、算定後の使用料が、民間や近隣自治体の料金水準と比較して特に低い状況にある、テニスコートと野球場の一部施設につきましては、現行使用料の2倍を上限額としております。

一方、こうした方法により算定した使用料が、現在の使用料を下回った場合については、使用料収入の水準が低い状況であることを踏まえ、現在の使用料を維持したいと考えております。このほか、この度の見直しにおいて、市外利用者の使用料を通常の200%。つまり、2倍とするほか、現在、通常の200%の使用料をいただいている営業目的利用については、施設間の整合を図ってまいります。なお、これらは、全市共通の対応であるため、今回の諮問の対象とはしていません。

また、昨年4月に、消費税率が8%に引き上げられましたが、平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げが平成29年4月に延びたこと等を踏まえ、今回は消費税率引き上げ分の転嫁を実施せず、3年後の使用料の見直しの際に、併せて対応を検討していきたいと考えております。

概略の説明は以上となります。本日諮問させていただく施設使用料の改定につきましては、地域協議会から答申をいただいた後、平成27年3月の市議会定例会に使用料改定の条例改正を提案し、今年の10月から施行を目指して参りたいと思います。

それでは、これから個々の施設につきまして、諮問第35号からお願いしたいと思います。以上です。

【増田会長】

ついでですので、体育課の諮問が3つありますから継続してお願いします。

【体育課：國元課長】

分かりました。それでは、「諮問第41号 海浜公園テニスコートの利用料金上限額の変更について」から説明させていただきます。

— 資料 「諮問第41号 諮問第41号 海浜公園テニスコートの利用料金上限額の変更について」

「諮問第42号 上越市びょうぶ谷野球場の利用料金上限額の変更について」

「諮問第43号 上越市庭球コートの利用料金上限額の変更について」に基づき説明 —

【増田会長】

ありがとうございました。体育課から説明をいただきました。この説明について、御意見、要望等がある方は挙手をお願いします。ただし、諮問案件に限っての質問に絞らせていただきたいと思いますのですが、それ以外でも、どうしてもこれだけは一言聞きたいというのがあればそれは受付けます。

【佐藤委員】

テニスコートの共用部分というのはどこを指すのですか。

【体育課：國元課長】

元々、テニスコートの共用利用という料金体系を入れてあるのは、かつて、テニス人口が多かった時代がありました。それに対してテニスコートの面数が市内にあまり無かったということで、貸し切って使う方々がいるとすると、他の方が順番待ちで待っていなければいけないということが多くて、たくさんおられるテニス人口の方々を1つのテニスコートに、例えば、あまり顔見知りではない方も入って使っていただいて、1つの

面を2組、3組くらいの方々のペアで共同して使ってもらいたいという意図で設定した料金体系です。補足ですが、今現在の人員を見ますと、団体や何人かのグループで1面を使っているという状況がありますので、共用利用を廃止したとしても、さほど影響は無いただろうという判断の元で廃止にさせていただいております。

【増田会長】

他の皆さんはいかがですか。

(意見なし)

では、本件は諮問のとおり答申するということでよろしいですか。

【田村雅春委員】

お尋ねしたいのですが、例えば、びょうぶ谷の占用使用料ですが、約150%上がっておりますが、この維持費はどれくらい掛かるのでしょうか。全体のこともそうなのですが、「年間これくらいの維持費が掛かっているのでこれくらい上げる」ということで、維持費はどれくらい掛かっているのですか。「それによって、この額になった」ということを教えてほしいです。

【体育課：國元課長】

びょうぶ谷の野球場につきましては、管理人が専任ではなくて他の施設でも管理しているものですから、年間の人件費は7万2,000円です。土の補充や芝の管理等、人件費以外も含めると年間で84万円程度です。そこから換算しまして、今は1時間あたり200円いただいているのですが、改定後は270円程度が適当という判断になりました。

【田村雅春委員】

それでプラスマイナスゼロになるのですか。それでもまだマイナスですか。

【体育課：國元課長】

若干足りないのですが、先程説明しました施設のグレードでは75%扱いになっております。

【田村雅春委員】

分かりました。

【増田会長】

今、田村雅春委員の質問は、掛かった費用分は収入だけで賄えるのかという趣旨の質

間だと思いますが、前回は行政改革課からも説明がありましたし、今の説明の中でも「施設の古さによって」という話がありましたので、必ずしも支出額を賄っている訳ではないのですが、それは「市民の皆さんのため」ということもあるということで今のところは整理されているということです。

では、よろしいですね。体育課さんは諮問のとおり答申するというように決定します。

【体育課：國元課長】

ありがとうございました。

【増田会長】

では、次に農林水産整備課お願いします。

【農林水産整備課：川瀬課長】

農林水産整備課長の川瀬でございます。説明させていただきます。よろしく申し上げます。

— 資料 「諮問第35号 上越市海洋フィッシングセンターの利用料金上限額の変更について」に基づき説明 —

【増田会長】

今、説明をしていただきましたが、これに対して御意見、御要望、御質問がありましたら挙手をお願いします。

【今井委員】

少しお聞きしたいのですが、フィッシングセンターというのはすごくお金が掛かると思うのです。この前もこのことが問題になりまして、市民の福利厚生みたいな感じで造っているからそれは少くお金も掛かっても仕方ないのではないかとということでしたが、資料の数字では分からないのですが、上越市民はどれくらい利用されているのでしょうか。それから、利用料金一人150円は、1日居ても150円ですよ。それはもう少し検討されたほうが良いような気がします。施設を造るのに1千万近く掛かったというお話があったので疑問に思いました。今日、すぐにお答えにならなくて結構ですが、もう少し検討していただきたいと思います。

【増田会長】

基本的な考え方がありましたら、それも含めて簡単をお願いします。

【体育課：國元課長】

すみません。公の施設の、どの施設もそうなのですが、建設に掛かる費用や大規模な改修に掛かる費用については、イニシャルコストという言い方をしています、これについては、地域の皆さんの税金で負担していただくということです。今回使用料の改定につきまして使用料に掛かるのはランニングコストと言いまして、維持管理費や人件費を含めておりまして、その人件費や維持管理経費の部分で算定した結果の金額になっております。その辺は御理解いただきたいと思います。

【今井委員】

それは分かるのですが、もう少し検討したほうがいいと思ったので発言させていただきました。

【農林水産整備課：川瀬課長】

利用者のうち上越市民はどれくらいかという質問ですが、誠に申し訳ありませんが、そこまでは把握しておりません。券売機等で確認した数でしかないのです、どこから来たかということまでは取っていませんので把握しておりませんし、今程の御意見等も来てくれるお客様というのは県外の方も多いためと思いますので、観光面でもある程度寄与しているという中での貴重な御意見ですので、その辺も含めて考えていきたいと思います。

【今井委員】

観光面でもとおっしゃるなら、もっとそのようなPR作戦とか、いろいろな観点でやる方法があると思います。それに利用人数も下がっていると思いますので、その辺をもう少し力を入れたらいかかかなと思いました。

【農林水産整備課：川瀬課長】

分かりました。1点だけ、利用者に関しては、どうしても天候に大きく左右されます。土日やゴールデンウィークに天候が悪いと利用者数が下がってしまいますし、この施設は指定管理者による管理施設ですが、指定管理者は県外まで行って営業しておりますので、それも含めて集客を図るようなこともしていきたいと思います。

【小林委員】

海水浴の時に県外の方々が来ていて、車のナンバーを調べていますよね。管理人は大変かもしれませんが、混んだ時に可能な限り県外ナンバーの車を調べてみるのもいいのではないかなと思います。

【農林水産整備課：川瀬課長】

管理人は営業の関係もあって数字が取れる時は取っているそうです。県外ナンバーが多いようですが、人数に直結するものではないようです。

【小林委員】

人数まではいいのですが、どこから来ているかの傾向を調べるのもいいと思います。

【農林水産整備課：川瀬課長】

指定管理者も傾向を見て営業をしているようなので、把握はしていると思います。

【町屋委員】

今井委員と同じような思いを持ちました。ランニングコストとイニシャルコストの話はありましたが、ランニングコストにおいて、まずお伺いしたいのは、我々の中でも今日の議案が18個ありますが、第35号だけ毛色が違うのです。何故かと言うと、私たちの生活に直結しているかと言ったら少し薄いです。どちらかと言うと観光施設的な部分の意味合いも強くて、それが100円から150円になりましたと。私は300円くらいでもいいのではないかと思いました。決して今井委員の質問は突拍子もない質問ではなく、さっき言った車のナンバーで人数に直結しないということでしたが、直結しなくても把握はされているはずなので、そこを一律に扱うのはどうかと思いました。将来的にはそういう方向で考えてもいいのではないかと思いました。以上です。

【増田会長】

他の皆さんはいかがですか。

(意見なし)

この施設は、以前に当協議会に諮問がありまして、その時に「観光施設としてのPRに力を入れてください」という話が出ておりますので承知しておられると思います。それから、町屋委員から意見が出ましたとおり、料金に関してはいろいろ検討する余地があるかと思いますが、今回は仕方ないと思いますが、観光のお客さんの利用料金をどうするのかという部分は、ここの施設だけではなくて他も関係してくると思いますので、そういう検討課題があるということだけ承知しておいていただければと思います。

それでは、本件に関して諮問のとおり了承したいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

では、諮問のとおり了承とします。ありがとうございました。

続きまして、直江津学びの交流館お願いします。

【直江津学びの交流館：笠原館長】

「諮問第36号 直江津学びの交流館の使用料の変更について」御説明申し上げます。
事前に配布した資料の別紙を御覧ください。

— 資料 「諮問第36号 直江津学びの交流館の使用料の変更について」に基づき
説明 —

【増田会長】

営業利用は記載されている料金の2倍ですね。

【直江津学びの交流館：笠原館長】

はい。営業利用は2倍です。今も2倍いただいておりますし、今度、新たに市外の方は2倍になりますので、営業利用で市外の方は4倍ということになります。

【増田会長】

そうなのですか。そこは承知しておりませんでした。

この件について意見のある方はどうぞ。

【町屋委員】

特に学びの交流館に関しては、結構皆さん、シビアな目で見ていると思います。それは、設立の経緯からここでずっとお話をしていたということで、この料金についてもかなり揉んだ経緯がある訳ですよ。その時には、「周辺の同様施設と合わせます」というお話で、これは周辺から見ても高くないという金額で提示されてきているという経緯がある訳ですよ。今回、1.5倍ですよというのは周辺も足並みそろえて1.5倍だと思っ
ていいのでしょうか。

【直江津学びの交流館：笠原館長】

先程の体育課長の説明にもありましたように、付加価値によって100%・75%・50%ということで、直江津学びの交流館は100%なのですが、算定方法としては、施設が新しいか古いとか、設備の内容でグレードはどうかということを加味して決められております。ですから、100%の施設というのは、基本的に上限が1.5倍ですから、そういう施設は多く存在しています。そういう意味では横並びです。

【増田会長】

他の皆さんはいかがですか。

(意見なし)

では、本件についても了承ということによろしいでしょうか。

(意見なし)

では、了承といたします。

続いて市民課お願いします。

【市民課：串橋課長】

皆さん、お疲れ様です。市民課長の串橋と申します。よろしくお願いします。

— 資料 「諮問第37号 レインボーセンター使用料の変更について」に基づき説明 —

【増田会長】

ありがとうございました。では、御意見、御要望、御質問をお受けします。

【田村雅春委員】

今の説明では多少納得いかないのですが、先程、100%・75%・50%を強調されていたのが、今度は急に施設を修理したから1.5倍にというのは少し意味が違うのではないかと思うのですが。

【市民課：串橋課長】

2つのことを一緒に説明してしまいました。古い施設なので付加価値としては下がっているということと、使用料に直結ではないのですが皆さんが気持ち良く使っていただきたいということを心掛けて、少しずつでも施設改修しているということを併せてお話しさせていただきました。

【増田会長】

他の皆さんはいかがですか。

(意見なし)

では、本件は了承ということによろしいですね。

(はいの声あり)

では、了承いたします。

続いて観光振興課お願いします。

【観光振興課：大坪課長】

観光振興課の大坪です。よろしくお願いします。

— 資料 「諮問第38号 五智歴史の里会館の利用料金上限額の変更について」に

【増田会長】

ありがとうございました。御意見、御要望、御質問をお受けします。

(意見なし)

では、本件も了承いたします。

【観光振興課：大坪課長】

ありがとうございます。先程のフィッシングセンターのPRにつきましても、直江津の海や谷浜の海のPRと併せて連携しながらPRに努めたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

【増田会長】

では、続きまして都市整備課をお願いします。

【都市整備課：宮崎課長】

都市整備課長の宮崎です。よろしくお願いします。

— 資料 「諮問第39号 交通公園ゴーカートの使用料の変更について」に基づき
説明 —

【増田会長】

ありがとうございました。それでは、御意見、御要望、御質問を受けます。

【竹内副会長】

今までに大人料金が無かった訳ですね。今までは中学生以下でしたが、大人料金を作るということは、新しく大人用のゴーカートが出来たということですか。

【都市整備課：宮崎課長】

利用につきましては、大人の方も実際に利用されておりました、主に2人乗りにつきましては、子どもさんと大人の方が一緒に乗っていただいております。

【竹内副会長】

資料の1人用のゴーカートの値段のところは100円で、変更の部分に「大人」と書いてあるところに200円と書いてあったので、今度、大人用が出来たのか、それともゴーカート本体が変わったのかなと思いお聞きしました。

【都市整備課：宮崎課長】

本体につきましては変更ございません。利用の仕方として、今まで中学生以下限定だ

ったものを大人も利用出来るという形にさせていただきました。

【町屋委員】

最近、車が入れ替わっているじゃないですか。新車にしたのかなと勝手に思っていたのですが、その中で子どもを据え置いて大人料金を新設し、200円もらうなんてすごくいいアイデアだなと思ったのですが、子どもと大人の2人乗りって従来からありますよね。あれって見ているとおじいちゃん、おばあちゃんが乗りたくもないのに孫のために乗っている訳ですよ。それで、今までも200円払ってくれていた訳ですよ。何故かという3年生以下の子どもは1人乗り出来ないの、私も1年生の娘がいますが、娘は1人で乗れないので私も一緒に乗ります。私くらいの世代は自分でも乗りたいから問題ないのですが、付き添いで来て、孫にせがまれて、しょうがないから乗るというおじいちゃん、おばあちゃんもこれからは300円なのですよ。大人同士で400円は全然取っていいと思うのですが、2人乗りも大人が乗るのだから300円にするという、その300円料金というのは結構、私の中では乱暴ではないかと思って見ていました。そういうものでしょうか。

【増田会長】

関連の意見はありますか。

【福島委員】

シニアパスポートって使えるのですか。

【都市整備課：宮崎課長】

大人に関しましては、シニアパスポートを使っていただけるので、半額になります。利用は前と変わらない形です。

【増田会長】

では、シニアパスポートは使えるということですので、この回答で町屋委員も了解ということでよろしいですか。

【町屋委員】

はい。

【増田会長】

他の質問はいかがですか。

【小林委員】

幼児及び小中学生と大人で、大人がシニアパスポートを持っていたら150円になるということですか。

【都市整備課：宮崎課長】

いいえ。大人分が100円に割引になって、計200円ということです。子どもさんはシニアパスポートを使えませんので100円で、大人の200円分が2分の1になって100円になるので併せて200円という形になります。

【小林委員】

分かりました。

【増田会長】

それから、去年の春だったでしょうか、駐車場が舗装されていなかったのですが、それは改善されたのですね。建物を撤去した後、駐車場にするという話になっておりました。花見の時は砂地だったような気がするのですが。

【都市整備課：宮崎課長】

その部分については一部舗装してありまして、そのまま以前と変わらず空地になっています。

【増田会長】

舗装して駐車場にするという話ではなかったですか。

この施設の利用に関しては、駐車場が不足するという事で、隣の五智公園の駐車場に入れることもあるのですが、青少年文化センターを廃止する時に、この協議会の中で話が出てありまして、駐車場を整備してくださいということだったのです。それは、確認していただいて、きちんと整備する方向でやっていただかないと、「空地なのに車が止められないというのはどういうことなのか」という話になるとまずいと思っておりますので、確認をお願いします。

【都市整備課：宮崎課長】

はい。分かりました。

【増田課長】

では、本件の諮問について了承するという事でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

では、了承いたします。

続いて、福祉課お願いします。

【福祉課：牛木課長】

福祉課長の牛木と申します。よろしくお願いします。

— 資料 「諮問第40号 市民いこいの家の利用料金上限額の変更について」に基づき説明 —

【増田会長】

ありがとうございました。それでは、御意見、御質問等をお受けいたします。

【竹内副会長】

私は市民いこいの家が好きで、常に利用させていただいているのですが、昨年、250円から260円に上げる時に、12月29日から1月3日の稼ぎ時に、何故休むのかという意見があったことですが、普通の温浴施設だと、どこも営業しているのですよ。最低料金の説明もありましたけど、上越市には2時間サウナ付きで300円というところもあるのです。ですから、生活に影響を及ぼしてしまうので質問をさせてもらいたかったのですが、法令で休みは決まっていると思うのですが、一番の稼ぎ時に稼がないで、急に260円から380円に上げるのが納得出来ません。今の説明で「他のところと比べて」と言われましたけど、他のところは、サウナ付きでも2時間で300円とか、いろいろなサービスを加えて、回数券を買うと、名立の温浴施設も350円くらいで入れるのです。そういうサービスがある中で、いこいの家というのは自動的な回数券しかサービスがありません。シニアとか障害者とかではなくて、一般の利用で、そういうサービスもなくて、シャンプーなどに関しても、他とはグレードが下がってしまっ、施設自体も意外と古い建物なのに、何故この金額に設定したのか、いくら今の説明を聞いてもどうしても分からないのです。260円に上げた時に、もっとお客さんが入れば安く出来るのではないかと思ったのです。それから今回、1年前に上げたのに何故こうなったのかなと。今の説明では分かりません。

【田村雅春委員】

私もよく利用させていただいているのですが、250円の時から、250円の価値がこの温泉だと。例えば他の所に行って400円だとか、それはそれだけの設備が整っているということだと思います。老朽化とか部屋の感じを見れば、少し、1.5倍にこだわり過ぎているのではないかと思います。

【増田会長】

他にありますか。

【今井委員】

少しお聞きしたいのですが、和室とかの利用は1時間につき170円というのは変更無しということですが、例えば、和室を利用して「お風呂に入りたい」となった時には、これにお風呂代が上乘せされるのですか。

【福祉課：牛木課長】

そうです。

先に御質問いただいた内容についてお話をさせていただきます。当然今回、1.5倍に上がるということで、普段から御利用されている方は、たかが1回120円、缶コーヒー1杯にしても抵抗感があるのは十分承知しております。ただ、説明でも申し上げましたが、料金が他の施設に比べてここは格段に低い。20年間全く料金改定はされていなかったということで、皆さんの御意見の一方では、何でここだけこんなに安いのかという御意見も相当数いただいております。そういった中でこの間なかなか改定に向かってこなかったのだと、いろいろな意見があり、なかなか結論が出ずにここまで来たのだと思います。しかしながら、今回、とにかく公の施設の料金の在り方を全体的に見直そうという大きな柱に基づいて、いこいの家につきましても、今まで20年間改定しなかったけど、今回これに併せて料金改定すべきだということで提案させていただきました。そういったことで御理解をいただきたいと思います。確かに、いろいろな施設があって、新しい施設は使い勝手もいいし、それで低料金で提供している施設もありますが、1日260円で使えたところがこれから380円に上がりますけれど、1日ゆったりと過ごすことが出来るということで、いろいろなお考えがあるかと思いますが、そこは御理解をいただきたいと思っております。

【増田会長】

もう1つ。休日の件についてお願いします。

【福祉課：牛木課長】

休日の件については私も前任から伺っております。今回、改定に併せまして、改定は10月からになりますが、これから利用者の実態を調べようと思っております。どの方面からの人がお使いになっているか。どういう人がどういう時間帯に、そこまで細かく

分析出来るか分かりませんが、そういう実態調査を行おうと思っております。その中で、年末の利用についても御意見を伺うような形で、そういった御要望が多ければまた検討させていただきたいと思っております。1日オープンすることにより光熱水費、人件費など相当な経費が掛かります。開いて数人の利用だと非常に採算が苦しくなります。そういったことも踏まえて利用実態調査をしたいと思っております。

【町屋委員】

今程の説明で、ある意味納得できて、ある意味釈然としない部分が残ります。その中で同様の施設という話がありましたよね。同様に公の施設はどのくらいあるものですか。

【福祉課：牛木課長】

16施設です。

【町屋委員】

その16施設は全て福祉課の管轄ですか。

【福祉課：牛木課長】

福祉課は2施設です。くるみ家族園といこいの家です。

【町屋委員】

そうですね。福祉課が持っている意味というのはある訳ですね。

【福祉課：牛木課長】

いろいろな経過があったかと思いますが、市民の皆さんの憩いの場の提供ということで、福祉課で所管するというので、現在も福祉課で携わっているのだと思います。

【町屋委員】

そこだと思っておりますよ。申し訳ないのですが、私はどちらかというところライバル施設に行くほうなので、なかなか言いづらいのですが、逆に言ったらライバル施設といこいの家を同列に扱う話ではないと思います。行かない私が言うのもなんですが、「今、家の風呂に入らないよ。いこいの家に行ったほうがいい」という人もたくさんおられる。生活の一部になっている方もおられる中で、1.5倍になる。120円、130円の話であってもそれって結構、家のお風呂に置き換えたらとんでもない支出になるのかなと思います。もっと言うと直江津には置き換えの施設が無い訳です。民間においても、置き換えの施設が無いということにおいて、20年間、今の料金体系でやってきたというところをどう思われるかです。意地悪な物の言い方になりますが、20年間250円でやっ

てきたと。銭湯は420円なのに、私たちは250円でやってきましたという結果をここまで持ってきておいて、そこから上げるというのはどうお考えになるか、そういう部分も含めて何か救済措置があってもいいのではないかという部分です。さっき言ったシニアパスポートでもいいと思います。シニアパスポートは70歳からですから、周辺温泉施設でも「旧区民の人とか、旧町民の人は割引」みたいなのが一時あったではないですか。今はあるかどうか分からないですけど、周辺の同様施設だということで、そこで料金の比較をするのは違うのではないかなと思います。

【田村雅春委員】

私も批判的なのは何故かと言うと、今、くるみ家族園と市民いこいの家を比較しておっしゃられましたけど、全然中身が違いますよね。市民いこいの家はお風呂だけ入れればいいというお客さんが結構おられるし、風呂場を覗いてみれば分かると思いますが、洗い場なんかギリギリ入って5人ずつしか入れない。風呂も他と比べれば狭いという施設です。この額だからこの施設だと私たちはずっと思っています。昨年、消費税が上がったから料金が260円になりましたが、今度は料金を思い切って上げるのは、それだけの施設を造ってくれるのかということになってしまう。逆に客離れが起きるのではないかと、私はそちらのほうを心配しています。固定客がいて、夕方になると必ず同じメンバーなのです。

【福祉課：牛木課長】

私どもも十分承知はしております。ただ、ここに掛ける経費、税金は相当の額に上っています。それも御理解いただきたいと思います。そんな一方では「あそこはなんで安いんだ」と言われる方もいます。同規模の市の施設がいくつもございます。それも今現在ではだいたい400円。先程から申し上げているとおり最低額で400円になります。いこいの家だけ極端に低いという実態がございます。施設が古いとか、いろいろな御意見もあるかと思いますが。市の負担が年々上がってきているという状況もございます。そういった意味で今回、なかなか御理解いただけない部分もあろうかと思いますが、御理解いただきたいと思っております。

【増田会長】

他に御意見がある方はどうぞ。

(意見なし)

よろしいでしょうか。

そもそも福祉課が担当しているということは、建設の経緯で福祉という観点が非常に強かったから福祉課の所管になっているということなのです。同じような温浴施設でも造った経緯によって担当課が違いますので、市民の目から見ると非常に分かりにくいのですが、よくよく見ると、福祉という観点が非常に強くあった。だから福祉課という経緯がある訳です。ここへきて、福祉というその部分はかなり字が薄くなってきています。従って他の施設と横並びに値上げについて考えていきたいと思いますというのが今回の提案になっているというふうに考えられます。だから、その点について市民の皆さんにどうやって説明するかということ、福祉の字が薄くなったということをどういうふうに説明するか、丁寧に説明することが必要なのではないかと感じております。もう1つ。休日の件ですが、調査をしてという話があったのですが、私たちが日頃話をしている中で、だいたい、福祉施設についても、この種の観光施設について、毎月1回休みがあるのはいかななものかという話もある訳ですよ。少なくともサービス施設や観光施設については、休みが無いのが当たり前です。民間は休みがありませんから。ただし、温浴施設は、施設の点検というのがありまして、この日だけは時間休みにするか1日休みにするか。施設の点検の時にやらなければいけないというのは承知しています。その辺のこともありまして、これは、一つの課ではなくて全部に共通することだと思っておりますので、行政改革推進課で検討してもらおう案件かもしれませんが、そういう疑問を私たちは持っています。それは、今回の諮問とは別のことなので承知をしておけばいいと思います。ただ、福祉施設の値上げに関しての考え方では、行政改革推進課が来た時に「福祉施設もそうだけど、生涯学習施設について生涯学習推進という立場はどこに考慮しているのか」という質問をしたのですが、それは、特段、回答が無かったような気がします。少なくともそういう説明が無くてはいけないと考えているところです。最後になりますが、福祉課という要素が薄くなったということは、多分、今の説明の中で私たちが納得しなければいけないところだと思います。この案件の扱いについてどういうふうにいたしましょうか。1つは要望として聞いていただいて、とりあえず承認する。あるいは、「福祉施設という意味合いについてもっと考慮してください」という附帯意見を付ける。もう1つは、継続審議をするということです。ここで駄目ですと言ったところで問題の解決にはならないと思います。憩いの家に関してだけ附帯意見を付けるか、継続審議をする。こ

の2つのどちらかです。何か意見ありますか。

【佐藤委員】

くるみ家族園というのは420円ですよ。160円高いのですが、これはいつ頃その値段になったのですか。いま指定管理者が変わっていますよね。

【福祉課：牛木課長】

そうです。くるみ家族園は当初から400円。昨年の消費税率アップで420円になりました。

【佐藤委員】

分かりました。そこは団体さんだと320円ですよ。

【福祉課：牛木課長】

すみません。そこまでの資料は持ち合わせておりません。

【佐藤委員】

では、よろしいです。

【増田会長】

扱いについて御意見のある方いますか。

(意見なし)

では、私が判断してよろしいでしょうか。

皆さんに御提案するのは、いこいの家に関しては、福祉という観点がいま薄れてきてしまっているの、それはしっかり説明していただく。説明の方法は、「こういう観点から値上げをさせていただきました」というきちんとした「説明板」を設ける。あるいは説明のチラシを置くというふうに市民の理解を得るための努力をしていただくということだろうと思います。それを了解していただけるなら、あえて、附帯意見を付けなくてもいいだろうと思います。もう1つ。休日の件については、私が申しあげましたとおり、調べてということではなくて、サービス施設については、年中無休が原則だということをしつかり認識していただいて、別途検討いただくということです。この件は、皆さんに言ってもどうしようもない話なので、行政改革推進課等に意見で述べますが、そういう意見がありましたということをお理解いただくというふうに扱いたいと思っています。それでよろしいかどうかです。他の方法がある方は御意見を述べてください。

(意見なし)

特段無いようですので、私の提案のとおり、しっかりと説明していただくということ、福祉の字はどこへ行ったのかということとはしっかりと認識していただくとういこと、あえて文字にはしませんが、承認するという決したいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

では、私が申し上げたとおりで決したいと思います。

【福祉課：牛木課長】

ありがとうございました。

【増田会長】

これで諮問は全て終了しました。担当課の皆さん、大変ありがとうございました。

— 体育課、農林水産整備課、直江津学びの交流館、市民課、北出張所、観光振興課、都市整備課、福祉課 退席 —

時間が少し押しましたので「その他」事務局から説明をお願いします。

【荒木係長】

私からは、事前に配布している資料、「地域自治区制度の更なる活用について（地域を元気にするために必要な提案事業）」、先回、内容について協議会で確認したいというお話がありましたので簡単に説明させていただきます。

— 資料 「地域自治区制度の更なる活用について（地域を元気にするために必要な提案事業）」に基づき説明 —

【増田会長】

ありがとうございました。この事業は、2期目の委員の皆さんは、詳しい話を聞くのは初めてだと思うのですが、1期の時からこの事業はあったのです。中身は「地域協議会で細かくやってください」というようなことがあって、非常にハードルが高いということで、どこも取り組めなかったという経緯があって実績が無い訳です。私的には「直江津まちづくり構想」、特に新水族館の周辺整備事業は、これを使って提案したいと思っています。私たちが何らかの手段を講じてプッシュしないと実現しないと思っていますので、これを是非活用しようかと思っています。そのように御理解いただければと思います。次回以降に詳しく皆さんと相談していきたいと思っています。

それから、次回の協議会ですが、継続審議はありません。今、考えてられるのは、学

びの交流館からの報告で、今回は数字の報告ではなくて、駐車場問題をどう考えているのかということを中心に話をしていきたいと考えております。それから、もう1点。新水族館の進捗状況が私たちの中で今一つよく分からないということがありますので、どういうふうに進んでいるのか。基本設計が出来る前に、中間的に報告でも意見交換でもいいのですが、そういう場を持ちたいと思っておりますので、その辺を中心にやっていきたいと思っております。2月は、雪がどれくらい降るか分かりませんし、足元も悪いので、気持ち的には新水族館を中心にした「まちづくり構想」を進めていきたいのですが、そんな事情から第三水曜日の2月18日でどうかと思っておりますが、皆さんどうですか。よろしいですか。

(意見なし)

では、2月18日、水曜日、5時からで決定いたします。

それから、私からもう1つ。前回、防災危機管理課から来てもらった時に、すれ違いばかりで、これはまずいと思ひまして、日を改めて来ていただこうと思ひます。一応皆さんの望んでいる事は把握しているつもりですので、事前に私が担当課と意見を擦り合わせしまして、「こういうことに絞って、こういう観点で、こういうふうに戻事をしてください」というふうに、もう少し詳しく打合せしておかないと、何回来てもすれ違いになるだけですので、そんなふうに進めたいと思ひています。今の日程からするとどうしても年度が変わってしまうかなと思ひますが、3月以降、場合によっては月2回をお願いするかもしれませんが、御了解をいただければと思ひます。

【中澤委員】

少し要望です。基本的に市の考え方と土俵が違うのです。市は足りていると言う。私たちは足りていないと言う。そこをまず整理しないと話になっていかないと思うのです。擦り合わせをよろしくお願いします。

【増田会長】

おっしゃるとおりです。私も全く立つ土俵が違っていると思っております。しっかりとすべきことは言わないと、と思っております。

【町屋委員】

今日、事前に「関連の町内会長にアンケートを取りました」という話があったではないですか。あれと同様に、市ではなくて、実際に消防団の方とか、そういう人たちの声

を聞いて、どうなのかということを知りたいです。そのほうがよっぽど参考になると思います。

【増田会長】

それは、私たちがやるのではなくて、市が聞いて持って来るといふふうにはやらないと駄目だと思いますので、方向としては、きちんと関連の皆さんの意見を聞いているのか。意見も聞かないでこうですと言われたって、それは実態と合っていないということになると思います。その辺のスタンスも含めて打ち合わせする中で調整していきたいと考えております。何か動きがあれば途中経過を報告いたします。

では、以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。